



発行 新潟県

第 33 号

令和3年4月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 551 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 552 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届 (障害福祉課)
- 553 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 554 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 555 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 556 土地改良区役員の就任届 (農地計画課)
- 557 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 558 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 559 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 560 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 561 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 562 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 563 公共測量の終了通知 (監理課)
- 564 公共測量の終了通知 (監理課)
- 565 公共測量の終了通知 (監理課)
- 566 公共測量の終了通知 (監理課)
- 567 公共測量の終了通知 (監理課)
- 568 公共測量の終了通知 (監理課)
- 569 公共測量の終了通知 (監理課)
- 570 公共測量の終了通知 (監理課)
- 571 公共測量の終了通知 (監理課)
- 572 公共測量の終了通知 (監理課)
- 573 基本測量の終了通知 (監理課)
- 574 基本測量の終了通知 (監理課)
- 575 公共測量の終了通知 (監理課)
- 576 公共測量の終了通知 (監理課)
- 577 公共測量の終了通知 (監理課)
- 578 公共測量の実施通知 (監理課)
- 579 公共測量の実施通知 (監理課)
- 580 公共測量の実施通知 (監理課)
- 581 基本測量の実施通知 (監理課)
- 582 道路の区域変更 (道路管理課)
- 583 道路の供用開始 (道路管理課)
- 584 道路の区域変更 (道路管理課)
- 585 道路の供用開始 (道路管理課)
- 586 港湾施設の指定変更 (港湾整備課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 総合評価一般競争入札の実施（高等学校教育課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

選挙管理委員会告示

- 25 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 26 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 27 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 28 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 29 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 30 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションあさひ	村上市岩沢5611番地	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	令和3年4月1日
同行援護	村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションさんぼく	村上市勝木862番地1	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	令和3年4月1日
短期入所	指定短期入所またたび	魚沼市須原1336番地3	社会福祉法人魚沼更生福祉会	令和3年4月1日
短期入所	叶音	新発田市御幸町2丁目15番9号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和3年4月1日
生活介護	みのわの里工房ほたる	長岡市来迎寺2061番地	社会福祉法人中越福祉会	令和3年4月1日
生活介護	虹の家	胎内市西条412番地4	社会福祉法人七穂会	令和3年4月1日
就労継続支援B型	ほっとサポートとこなみ	東蒲原郡阿賀町鹿瀬3467番地	社会福祉法人東蒲原福祉会	令和3年4月1日
就労継続支援B型	ワークス新発田	新発田市荒町甲1602-2	株式会社宏和	令和3年4月1日
就労継続支援B型	あめのちはれ	南魚沼市二日町135番地	株式会社Solve Work	令和3年4月1日
短期入所 共生型生活介護	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和3年4月1日

短期入所	短期入所おーる	胎内市東本町22番31号	一般社団法人みらいず	令和3年4月1日
共同生活援助	グループホームおーる	胎内市東本町22番31号	一般社団法人みらいず	令和3年4月1日
短期入所 共同生活援助	サンクスゆりいな	佐渡市相川塩屋町18番地	社会福祉法人とき福祉会	令和3年4月1日
生活介護	ふれんどり～ライフよしかわ	上越市吉川区原之町1819番地1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和3年4月1日
生活介護	おもむき倶楽部	上越市五智2丁目14番22号	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和3年4月1日
生活介護	あおの空	新発田市大手町5丁目2番地7号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和3年4月1日
共同生活援助	グループホーム小千谷さくら	小千谷市小栗田2732番地14	社会福祉法人長岡福祉協会	令和3年4月1日
共同生活援助	セカンドプレイス	上越市五智2丁目14番21号	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和3年4月1日
共同生活援助	ぶどうの森長岡東神田	長岡市東神田3-4-8	テイク・スラッシュ合同会社	令和3年4月1日
自立生活援助	ぱっそ	胎内市東本町22番31号	一般社団法人みらいず	令和3年4月1日

## ◎新潟県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	特別養護老人ホームつきおかの里	新発田市本田壬393-1	社会福祉法人二王子会	令和3年3月31日
自立訓練（生活訓練）	まきはたの里	南魚沼市滝谷992-1	社会福祉法人南魚沼福祉会	令和3年3月31日
共同生活援助	新潟マックグループホーム	長岡市宮内6-15-20	特定非営利活動法人新潟マック	令和3年3月31日
生活介護	希望の家	新発田市三日市728番地	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和3年3月31日
生活介護	のぞみ工房	新発田市五十公野4685番地42	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和3年3月31日
生活介護	就労支援事業所ふれんどり～ミルはまなす	上越市柿崎区柿崎6406番地	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	令和3年3月31日
就労移行支援	ワークサポートまちなかまごころ	見附市本町4-3-3	新潟県中越福祉事務組合	令和3年3月31日
就労継続支援A型	ワークセンターかわにし	十日町市上新井68-1	社会福祉法人十日町福祉会	令和3年3月31日

## ◎新潟県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援センターWillさかまち	村上市坂町字腰廻1860番地27	社会福祉法人愛宕福祉会	令和3年4月1日
地域定着支援				

◎新潟県告示第554号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共生型児童発達支援	街なかデイサービスたからばこ	五泉市村松甲2197番地1	株式会社縁	令和3年4月1日
共生型放課後等デイサービス				
児童発達支援	こども発達支援所はる	村上市羽黒町11番23号	一般社団法人Natural	令和3年4月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				
居宅訪問型児童発達支援				
児童発達支援	はるshiny	村上市安良町1-1-1F	一般社団法人Natural	令和3年4月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援	上越市こども発達支援センター	上越市寺町2丁目20番1号福祉交流プラザ内	上越市こども発達支援センター	令和3年4月1日
放課後等デイサービス	なないろキッズたいない	胎内市表町5番27号	社会福祉法人七穂会	令和3年4月1日
放課後等デイサービス	なないろキッズしばた	新発田市大手町1丁目7番11号	社会福祉法人七穂会	令和3年4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにこり	見附市月見台1丁目2761番地	社会福祉法人栃尾福祉会	令和3年4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスヒュッケ	十日町市西寺町17-6	特定非営利活動法人十いろ	令和3年4月1日
共生型児童発達支援	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和3年4月1日
共生型放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス三条わくわくフレンズ	三条市興野2-6-18	三条タクシー株式会社	令和3年4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスサクセスランド	西蒲原郡弥彦村弥彦3515-1	特定非営利活動法人千代田心技体養成所	令和3年4月1日

児童発達支援	共生ふれんど魚沼	魚沼市井口新田128番地9	一般社団法人S&P	令和3年4月1日
放課後等デイサービス				

## ◎新潟県告示第555号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	らいふ・すていしょん	三条市柳沢393番地	社会福祉法人ひめさゆり福祉会	令和3年3月31日

## ◎新潟県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の川口土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事 長岡市川口牛ヶ島2933 江島 孝夫

就任年月日 令和3年3月30日

## ◎新潟県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和3年4月19日認可した。

令和3年4月27日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区の定款の変更を令和3年4月19日認可した。

令和3年4月27日

新潟県三条地域振興局長

## ◎新潟県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営新潟北地区農用地保全施設整備（地盤沈下対策）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年4月28日から令和3年5月31日まで

## 3 縦覧に供する場所

新潟市北区役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第560号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営中ノ通地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月28日から令和3年5月31日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第561号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営岡野町地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年4月28日から令和3年5月31日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所及び清里区総合事務所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第562号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営道之下地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年4月28日から令和3年5月31日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所及び吉川区総合事務所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

**◎新潟県告示第563号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局河川部地域河川課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年10月18日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域 新潟県阿賀野市、五泉市、長岡市、小千谷市、魚沼市、十日町市、東蒲原郡阿賀町

**◎新潟県告示第564号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局河川部河川計画課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年6月23日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 佐渡市相川等（大佐渡地域）

**◎新潟県告示第565号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年9月14日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内（長岡国道事務所、羽越河川国道事務所、新潟国道事務所、高田河川国道事務所 管内）

**◎新潟県告示第566号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月9日から令和2年10月15日まで
- 3 作業地域 南魚沼市小栗山 地内

**◎新潟県告示第567号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年6月5日から令和3年2月2日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

**◎新潟県告示第568号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
  - 2 作業期間 令和2年6月18日から令和3年2月17日まで
  - 3 作業地域 新潟市北区胡桃山～阿賀野市小松
- 

#### ◎新潟県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 六箇地区（中条津換地区）確定測量）
  - 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年2月19日まで
  - 3 作業地域 十日町市丁 地内
- 

#### ◎新潟県告示第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、林野庁中部森林管理局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
  - 2 作業期間 令和2年8月31日から令和3年3月19日まで
  - 3 作業地域 糸魚川市の一部
- 

#### ◎新潟県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間 令和2年9月30日から令和3年3月25日まで
  - 3 作業地域 上越市柿崎区上下浜地区
- 

#### ◎新潟県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間 令和2年9月30日から令和3年3月25日まで
  - 3 作業地域 妙高市坂口新田地区
- 

#### ◎新潟県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（基準点現況調査、航空重力測量）
  - 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
-

- 3 作業地域 基準点現況調査 南魚沼郡湯沢町  
航空重力測量 県内全域
- 

**◎新潟県告示第574号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
  - 2 作業期間 令和3年3月1日から令和3年3月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県全域
- 

**◎新潟県告示第575号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
  - 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県全域
- 

**◎新潟県告示第576号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
  - 2 作業期間 令和2年5月15日から令和3年3月31日まで
  - 3 作業地域 長岡市
- 

**◎新潟県告示第577号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(修正測量)
  - 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年3月31日まで
  - 3 作業地域 長岡市内
- 

**◎新潟県告示第578号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
  - 2 作業期間 令和3年4月15日から令和3年7月20日まで
  - 3 作業地域 上越市柿崎区
- 

**◎新潟県告示第579号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方

---

整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 (R2 新潟西道路用地調査等業務)
- 2 作業期間 令和3年4月12日から令和3年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西区保古野木～小瀬 地先

#### ◎新潟県告示第580号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 (航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和3年4月13日から令和3年12月17日まで
- 3 作業地域 信濃川河川事務所管内 魚野川 (長岡市、魚沼市、南魚沼市)

#### ◎新潟県告示第581号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量 (航空重力測量)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

#### ◎新潟県告示第582号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市笹目字下夕平115番2から	新	8.0～13.0メートル	143.8メートル
同市笹目字下夕平102番まで	旧	8.0～10.0メートル	143.8メートル

#### ◎新潟県告示第583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新潟村松三川線
- 2 供用開始の区間  
五泉市笹目字下夕平115番2から同市笹目字下夕平102番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月27日

◎新潟県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市吉野屋字松原甲1017番2から 同市吉野屋字松原甲1020番1まで	新	4.0～10.7メートル	65.0メートル
	旧	4.0～10.7メートル	65.0メートル

◎新潟県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大面保内線
- 2 供用開始の区間  
三条市吉野屋字松原甲1017番2から同市吉野屋字松原甲1020番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月27日

◎新潟県告示第586号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

令和3年4月27日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

平成30年9月28日新潟県告示第1045号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
係留施設	西埠頭3号岸壁	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長	88.6m
			エプロン幅	20.0m
			水深	10.0m

」

を「

種類	名称	位置	数量及び能力	
----	----	----	--------	--

係留施設	西埠頭3号岸壁	糸魚川市大	延長	170.0m
		字寺島字浜	エプロン幅	20.0m
		ノ新田地内	水深	10.0m
			取付部	10.0m

に変更する。

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外

設置者 J A三井リース建物株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年11月10日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月27日まで

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画

所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の住所）に関する届出

公告日 令和2年12月15日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月27日まで

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年12月15日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月27日まで

---

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名称 (仮称) 新潟駅部高架下開発

所在地 新潟市中央区花園一丁目185外48筆

設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和3年1月15日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 田上町長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

令和3年4月27日から令和3年5月27日まで

---

**政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）**

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、令和3年1月から令和3年3月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

---

**総合評価一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、新潟県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県教育庁高等学校教育課の指定する場所

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和3年4月27日（火）から同年5月11日（火）まで、新潟県ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/togosys-0427.html>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

## (1) 入札執行日時

令和3年6月22日(火) 午前10時

## (2) 入札執行場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人若しくは法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

## (1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 令和3年4月27日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(イ) 令和3年4月27日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(ロ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和3年4月27日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ク 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001(ISO/IEC 27001)の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

## (2) 共同企業体

ア (1)アからウまで及びキ、クに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表構成員の名称及び権限

(ニ) 構成員の出資割合

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(セ) 取引金融機関の名称

(ゼ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(ク) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件業務委託契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表構成員が、(1)エに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこ

とについて新潟県知事から確認を受けていること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

###### ア 提出期限

令和3年5月25日(火)午後5時15分まで

###### イ 提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当

###### ウ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「新潟県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務委託競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、アの提出期限までに到着するよう郵送すること。

###### エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年5月28日(金)までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

#### 6 企画提案書等の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受け本件入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

##### (1) 提出期間

令和3年5月26日(水)から同年6月2日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで

##### (2) 提出先

5(1)イに同じ。

##### (3) 提出方法

本人若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、(1)の提出期間内に到着するよう郵送すること。

##### (4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

#### 7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、新潟県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務委託業者総合評価委員会(以下「委員会」という。)に対し、企画提案書について次のとおり内容説明及び質疑応答を行うものとする。

##### (1) 日時

令和3年6月9日(水)午前9時から午後5時までの間で別途通知する時間

##### (2) 場所

別途通知する。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札の方法

入札参加者は、次のア又はイのいずれかの方法により入札を行うものとする。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封のうえ、1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、入札執行日前日の令和3年6月21日(月)午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、次に定めるところにより新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

ア 技術点及び価格点の和(以下「総合評価点」という。)が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高となる者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高で、かつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上の者によるくじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別添「落札者決定基準」に基づき、委員会が採点する。

9 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、8(3)イにより自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)において同じ。)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。(2)において同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。

エ 提出された書類は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ 詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 12 Summary

### (1) Project Description:

Construction and operation of integrated support system of school business

### (2) Time and Place of bidding:

10 : 00a.m. 22 June, 2021

Niigata Prefectural Government, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

### (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

High school Education Division

Niigata Prefectural Board of Education

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL : 025-280-5634

E-mail : ngt500050@pref.niigata.lg.jp

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達案件の名称

新潟県警察情報システム用ネットワーク回線利用契約

### (2) 調達案件の仕様、契約期間、履行場所等

入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

### (1) 期間

本公告の日から令和3年5月24日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

### (2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

### (3) 問合せ先

#### ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-0110 内線2234

#### イ 回線等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2441

## 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、履行した実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年4月27日(火)から令和3年5月24日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年6月24日(木)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月1日(木)午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

#### 6 入札手続

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)を令和3年6月30日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

#### 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

##### (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

##### (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

##### (1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Utilization Contract for a network line for Information System of Niigata Prefectural Police

##### (2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, July 1, 2021

Time: 10:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

##### (3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2234

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、通信回線機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
通信回線機器等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先
  - (1) 期間  
本公告の日から令和3年5月24日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
  - (3) 問合せ先
    - ア 契約手続に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
電話番号 025-285-0110 内線2235
    - イ 機器等の仕様に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係  
電話番号 025-285-0110 内線2441
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があること。
  - (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
  - (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認  
本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
  - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
    - ア 提出期間 令和3年4月27日(火)から令和3年5月24日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
    - イ 提出場所 郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
    - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
    - エ 提出書類 入札説明書による。
  - (2) 参加資格の確認結果の通知  
提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。  
本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年6月24日(木)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。
- 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月1日(木) 午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

## 6 入札手続

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和3年6月30日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

### (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

### (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products or services to be procured:  
Leasing contract for telecommunications line devices
- (2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:  
Date : Thursday, July 1, 2021  
Time : 11:00 am  
Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building  
First Floor, Contract Bidding Room  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN
- (3) For more information, contact:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Niigata Prefectural Police Headquarters  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN  
〒950-8553  
Tel 025-285-0110 EXT. 2235

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、3Dレーザースキャナーシステム賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月27日

新潟県知事 花角 英世

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
3Dレーザースキャナーシステム賃貸借契約
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

- (1) 期間  
本公告の日から令和3年6月7日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

## (3) 問合せ先

- ア 契約手続に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
電話番号 025-285-0110 内線2235
- イ 機器等の仕様に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部交通部交通指導課図化係  
電話番号 025-285-0110 内線5135

## 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを証明した者であること。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 4に定めるところにより、入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 入札参加申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年4月27日（火）から令和3年6月7日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年6月14日（月）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月18日（金）午前11時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

#### 6 入札手続

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を令和3年6月17日（木）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

##### (2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

##### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

#### 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 入札参加申請書等の取扱い

ア 入札参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申請書等は、返還しない。

##### (2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

##### (3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

##### (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

##### (1) Nature of the products to be procured :

3-D Laser Scanner System

##### (2) Date, time and place of tendering :

Date : Friday, June 18, 2021

Time : 11:30 am

Place : Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

##### (3) Contact point for the notice :

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Phone : 025-285-0110 ext. 2235

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

## (1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
一の会	横川則子	横川正樹	新潟県糸魚川市桜木77	R3. 03. 24
嶋村まゆ子後援会やろ っそBASE	高橋博夫	俵山昇子	新潟県十日町市西本町3丁目9番地6	R3. 03. 15
鈴木祐一後援会	鈴木祐一	鈴木幸治	新潟県十日町市昭和町4丁目156-15	R3. 03. 24
多田まつき後援会	吉澤明	井伊澤順子	新潟県糸魚川市青海1004	R3. 03. 12
椿 一春 後援会	椿一春	鶴巻久美子	新潟県南蒲原郡田上町羽生田丙722番地 5	R3. 03. 22
中林ひろあき後援会	吉澤政敏	古澤郁夫	新潟県十日町市本町西一丁目355番地9	R3. 03. 09
ふるさとの明日をつく る会	長部登	鈴木茂	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	R3. 03. 30
宮島ひろし磊楽会	宮島宏	宮島宏	新潟県糸魚川市大野19-1	R3. 03. 17

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党刈羽村支部	丸山将孝	代表者の氏名	丸山将孝	小野達郎	R3. 03. 13
自由民主党鹿瀬支部	猪俣誠一	代表者の氏名	猪俣誠一	猪俣紀夫	R3. 02. 25
自由民主党西川支部	渡辺泰行	会計責任者の氏名	渡辺武志	渡辺修次	R2. 07. 02
自由民主党新潟県水産団体支部	清田邦之	会計責任者の氏名	庄司英人	余湖宏隆	R3. 03. 01
自由民主党浦川原区支部	石田裕一	会計責任者の氏名	平原悦郎	石徹白康夫	R2. 06. 04
日本共産党上越地区委員会	五十嵐健彦	代表者の氏名	五十嵐健彦	上野公悦	R2. 09. 20

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あらい真理と参加するかい	赤塚はるみ	代表者の氏名	赤塚はるみ	塚本健二	R2. 05. 03

稲辺茂樹後援会	稲辺茂樹	会計責任者の氏名	稲辺由美子	稲辺嘉孝	R1.11.08
江口卓王後援会	江口卓王	代表者の氏名	江口卓王	久保田章夫	R2.07.18
大平ごう後援会	大平剛	会計責任者の氏名	高野善之	中井寛之	R3.03.31
かわらい拓也を応援する会	牛腸恒夫	代表者の氏名	牛腸恒夫	関川博	R3.03.10
黒岩ようこう後援会	黒岩揺光	代表者の氏名	黒岩揺光	広田正樹	R3.03.11
		会計責任者の氏名	黒岩揺光	黒岩秩子	R3.03.11
三条夢倶楽部	熊谷周太	代表者の氏名	熊谷周太	志賀貴寛	R3.03.15
		会計責任者の氏名	熊谷周太	志賀貴寛	R3.03.15
鈴木よしひこ後援会	高橋博愛	会計責任者の氏名	鈴木泰子	齋藤勝廣	R3.02.25
東京電力労働組合政治連盟新潟県支部	小嶋高則	代表者の氏名	小嶋高則	関口善仙	R2.07.17
とがし一成後援会	笥智也	代表者の氏名	笥智也	中村茂美	R1.05.27
長岡21世紀	猪股和樹	会計責任者の氏名	平澤渉	坂本和也	R3.03.31
中原八一後援会	朝妻康春	会計責任者の氏名	塩田純三郎	千葉留美	R3.03.01
新潟県建築士事務所政経研究会	坂本忠志	会計責任者の氏名	松田道佳	本間裕之	R2.05.21
新潟県商工政治連盟	早川吉秀	主たる事務所の所在地	新潟県見附市元町2-1-2	新潟県新潟市中央区新光町7-2	R3.03.18
日本酪農政治連盟新潟県支部	中村日出男	会計責任者の氏名	神田豊広	青木克明	R1.07.18
丸山勝総後援会	丸山勝総	代表者の氏名	丸山勝総	小片勇	R3.03.18
未来に躍動する新潟を創る会	長井裕三	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区米山2-5-8	新潟県新潟市中央区南万代町12番地5号	R2.06.01
米山隆一後援会	上村國喜	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	新潟県魚沼市七日市新田127	R3.03.05
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3.03.23
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	米山 隆一、衆議院議員		
隆政会	米山隆一	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R3.03.23
		公職の種類(第1号)	衆議院議員		
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	米山 隆一、衆議院議員		

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

## (1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
江口卓王後援会	江口卓王	R2. 12. 28
椿一春後援会	椿一春	R1. 12. 01

## (2) 収支報告書の要旨

ア . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

江口卓王後援会

報告年月日 03. 03. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

椿一春後援会

報告年月日 03. 03. 22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

平成30年分 (単位 円)

[その他の団体]

椿一春後援会

報告年月日 03. 03. 22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和元年分

[政党の支部]

自由民主党相川支部

報告年月日 03. 03. 19

1 収入総額	654, 494
前年繰越額	533, 094
本年收入額	121, 400
2 支出総額	0

3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (41人)	41,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	80,000
自由民主党新潟県支部連合会	80,000

## 自由民主党出雲崎町支部

報告年月日 03.03.26

1 収入総額	342,801
前年繰越額	156,301
本年收入額	186,500
2 支出総額	106,406
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (64人)	69,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	7,500
役員会	7,500
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	110,000
自由民主党新潟県支部連合会	110,000
4 支出の内訳	
経常経費	41,019
事務所費	41,019
政治活動費	65,387
組織活動費	40,387
選挙関係費	5,000
調査研究費	20,000

## 自由民主党朝日支部

報告年月日 03.03.15

1 収入総額	749,343
前年繰越額	329,539
本年收入額	419,804
2 支出総額	204,636
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (166人)	148,800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	190,000
自由民主党新潟県支部連合会	190,000
その他の収入	81,004
1件10万円未満のもの	81,004
4 支出の内訳	
政治活動費	204,636
組織活動費	142,702
選挙関係費	61,934

## 自由民主党小須戸支部

報告年月日 03.03.29

1 収入総額	118,481
前年繰越額	58,881
本年收入額	59,600
2 支出総額	16,848

3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	59,600
自由民主党新潟県支部連合会	59,600
4 支出の内訳	
経常経費	6,200
事務所費	6,200
政治活動費	10,648
組織活動費	10,648

自由民主党新潟県新潟市中央区第三支部  
報告年月日 03.03.26

1 収入総額	2,690,412	
前年繰越額	4,410	
本年収入額	2,686,002	
2 支出総額	2,629,728	
3 本年収入の内訳		
寄附	2,650,000	
個人分	10,000	
団体分	2,640,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	36,000	
自由民主党新潟県支部連合会	36,000	
その他の収入	2	
1件10万円未満のもの	2	
4 支出の内訳		
経常経費	524,728	
人件費	175,800	
光熱水費	76,010	
備品・消耗品費	87,528	
事務所費	185,390	
政治活動費	2,105,000	
組織活動費	5,000	
寄附・交付金	2,100,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	10,000	
〔団体分〕		
(福)龍和会 ひまわり保育園	60,000	新潟市江南区
(株)ジョーメイ	60,000	新潟市東区
(株)ふれあいの杜	60,000	新潟市北区
(株)ヤマト電機	60,000	新潟市中央区
相沢石油(株)	120,000	新潟市中央区
(株)宇佐美鋳金工業	60,000	新潟市中央区
近鉄筋工業(株)	60,000	新潟市東区
(株)CSコーポレイション	120,000	新潟市中央区
(株)アービック	60,000	新潟市秋葉区
日東成工(株)	120,000	新潟市北区
(株)丸善重機	60,000	新潟市東区
(株)特殊技研興業	60,000	新潟市中央区
(株)加賀田組	60,000	新潟市中央区

金清木材(株)	120,000	新潟市東区
セコム上信越(株)	60,000	新潟市中央区
(株)不二ビルサービス 新潟営業所	60,000	新潟市中央区
(株)カタプロ建設	120,000	新潟市中央区
(株)北日本ビルサービス	60,000	新潟市東区
年間5万円以下のもの	1,260,000	

## 自由民主党新潟県新潟市秋葉区第二支部

報告年月日 03.03.29

1 収入総額	27,037
前年繰越額	27,037
2 支出総額	0

## 〔資金管理団体〕

## 稲辺茂樹後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 稲辺 茂樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 03.03.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 幸田健太後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 幸田 健太

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 03.03.04

1 収入総額	301,060	
本年收入額	301,060	
2 支出総額	301,060	
3 本年收入の内訳		
寄附	301,060	
個人分	301,060	
4 支出の内訳		
政治活動費	301,060	
機関紙誌の発行その他の事業費	301,060	
機関紙誌の発行事業費	301,060	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
幸田健太	301,060	新潟市西蒲区

## 佐々木かおるを育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐々木 薫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 03.03.24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 山際つとむ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山際 務

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 03.03.22

1	収入総額	299,046	
	前年繰越額	18,456	
	本年收入額	280,590	
2	支出総額	299,046	
3	本年收入の内訳		
	寄附	280,590	
	個人分	80,590	
	政治団体分	200,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	299,046	
	人件費	68,000	
	光熱水費	54,708	
	備品・消耗品費	21,463	
	事務所費	154,875	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	山際務	80,590	新潟市中央区
	〔政治団体分〕		
	国民民主党新潟県総支部連合会	200,000	新潟市中央区

[その他の団体]

明日の新潟をつくる会

報告年月日 03.03.26

1	収入総額	89,845	
	前年繰越額	89,845	
2	支出総額	0	
3	資産等の内訳		
	〔借入金〕		
	吉田孝志	2,000,000	

あべ松雄後援会

報告年月日 03.03.29

1	収入総額	179,701	
	前年繰越額	179,701	
2	支出総額	0	

いとうちほ後援会

報告年月日 03.03.31

1	収入総額	0	
2	支出総額	0	

大嶋ゆきこを応援する会

報告年月日 03.03.01

1	収入総額	0	
2	支出総額	0	

大矢ひろみつ後援会

報告年月日 03.03.16

1	収入総額	0	
2	支出総額	0	

## 小澤実後援会

報告年月日 03.03.26

1 収入総額	379,931
前年繰越額	379,930
本年收入額	1
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	1
1件10万円未満のもの	1

## かおる会

報告年月日 03.03.24

1 収入総額	2,400
本年收入額	2,400
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	2,400
1件10万円未満のもの	2,400

## 坂下よしひで後援会

報告年月日 03.03.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 関常幸後援会

報告年月日 03.03.31

1 収入総額	77,919
前年繰越額	77,919
2 支出総額	0

## 高橋三義後援会

報告年月日 03.03.25

1 収入総額	2,146,921
前年繰越額	497,414
本年收入額	1,649,507
2 支出総額	1,537,845
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (165人)	339,500
寄附	1,310,000
個人分	1,310,000
その他の収入	7
1件10万円未満のもの	7
4 支出の内訳	
経常経費	433,813
光熱水費	148,152
備品・消耗品費	9,005
事務所費	276,656
政治活動費	1,104,032
組織活動費	90,330
機関紙誌の発行その他の事業費	1,013,702

機関紙誌の発行事業費	315,234	
宣伝事業費	698,468	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
伊藤一男	300,000	千葉県山武市
高橋正人	1,000,000	新潟市西区
年間5万円以下のもの	10,000	
高橋いわお後援会		
報告年月日 03.03.11		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
高橋こうすけ後援会		
報告年月日 03.03.05		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
高橋こうすけ育てる会		
報告年月日 03.03.05		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
高見みか後援会		
報告年月日 03.03.31		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
田辺ゆうか後援会		
報告年月日 03.03.09		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
チームしらFC		
報告年月日 03.03.30		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
遠田延雄後援会		
報告年月日 03.03.24		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
とがし一成後援会		
報告年月日 03.03.10		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
中原八一新津後援会		
報告年月日 03.03.02		
1 収入総額	0	

2 支出総額 0

中山しんじ後援会

報告年月日 03.03.29

1 収入総額 0

2 支出総額 0

西川洋吉後援会

報告年月日 03.03.05

1 収入総額 0

2 支出総額 0

日本共産党持田繁義地域後援会

報告年月日 03.03.30

1 収入総額 0

2 支出総額 0

日本酪農政治連盟新潟県支部

報告年月日 03.03.05

1 収入総額 3,535,414

前年繰越額 1,006,777

本年收入額 2,528,637

2 支出総額 2,386,967

3 本年收入の内訳

個人の党費・会費(173人) 2,508,570

その他の収入 20,067

1件10万円未満のもの 20,067

4 支出の内訳

経常経費 267,060

人件費 193,860

事務所費 73,200

政治活動費 2,119,907

[うち本部又は支部に対して供与した交

付金に係る支出] 853,600

組織活動費 1,225,015

寄附・交付金 853,600

その他の経費 41,292

5 資産等の内訳

[預金又は貯金] 700,000

長谷川政弘後援会

報告年月日 03.03.18

1 収入総額 0

2 支出総額 0

ひららぎ哲也後援会

報告年月日 03.03.16

1 収入総額 0

2 支出総額 0

藤井秀人後援会

報告年月日 03.03.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宮澤一照後援会(宝照会)

報告年月日 03.03.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

未来に躍動する新潟を創る会

報告年月日 03.03.12

1 収入総額	26,956
前年繰越額	26,956
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔借入金〕	
小柳清海	6,000,000

森山ひでとし応援団

報告年月日 03.03.08

1 収入総額	2,669
前年繰越額	2,669
2 支出総額	0

洋山会

報告年月日 03.03.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉田たかし後援会

報告年月日 03.03.26

1 収入総額	11,718,495
前年繰越額	361,024
本年收入額	11,357,471
2 支出総額	11,696,456
3 本年收入の内訳	
寄附	2,100,000
政治団体分	2,100,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,910,000
政経パーティ「明日の新潟をつくる会」	2,910,000
借入金	6,300,000
吉田孝志	6,300,000
その他の収入	47,471
1件10万円未満のもの	47,471
4 支出の内訳	
経常経費	3,922,353
人件費	1,253,200
光熱水費	304,041
備品・消耗品費	1,172,346
事務所費	1,192,766
政治活動費	7,774,103

組織活動費	2,752,018	
選挙関係費	2,200,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,155,114	
政治資金パーティー開催事業費	1,155,114	
その他の経費	1,666,971	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
自由民主党新潟県新潟市中央区第三支部	2,100,000	新潟市中央区
6 資産等の内訳		
〔借入金〕		
吉田孝志	32,408,739	

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

米山隆一	隆政会	公職の種類	衆議院議員	県知事	R3.03.23
------	-----	-------	-------	-----	----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

村山秀幸	村山秀幸政経事務所	R2.12.31
------	-----------	----------

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年4月27日

新潟県監査委員 八木 浩 幸  
 新潟県監査委員 青柳 正 司  
 新潟県監査委員 片野 猛  
 新潟県監査委員 岡 俊 幸

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

#### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計  
(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	令和3年2月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
長岡食肉衛生検査センター	令和3年1月7日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
コロニーにいがた白岩の里	令和3年2月2日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
若草寮	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
新潟学園	令和3年2月4日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	令和3年2月8日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
大阪事務所	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 庁舎等の管理に関する事項

工業技術総合研究所中越技術支援センター	令和2年12月16日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	(指摘事項) 空調設備保守点検業務委託について、契約書の金額が誤っていた。 契約書作成時の内容確認を徹底されたい。
工業技術総合研究所上越技術支援センター	令和3年2月12日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所素材応用技術支援センター	令和3年3月2日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	適正と認めた。
醸造試験場	令和3年3月2日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
新潟テクノスクール	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
上越テクノスクール	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	同 上
魚沼テクノスクール	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	令和3年1月28日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
農業総合研究所作物研究センター	令和3年1月28日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
農業総合研究所園芸研究センター	令和3年1月27日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
農業総合研究所食品研究センター	令和3年3月12日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和3年1月31日まで	同 上

農業総合研究所佐渡農業技術センター	令和3年3月9日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
病害虫防除所	令和3年1月28日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
農業大学校	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
中央家畜保健衛生所	令和3年1月29日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
中央家畜保健衛生所佐渡支所	令和3年3月9日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	令和3年1月29日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
中越家畜保健衛生所	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
水産海洋研究所	令和3年3月5日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	令和3年3月12日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
森林研究所	令和3年1月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

健康福祉部	令和3年1月5日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(指摘事項) 食品営業の許可に関する行政文書を公開した際に、誤って個人情報を公開したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
県税部	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年2月24日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
県税部	令和3年2月25日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
健康福祉環境部	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、令和2年11月30日現在、過年度調定分156件10,546,752円が未納となつていた。 件数、金額ともに増額しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。  2 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、令和2年11月30日現在、過年度調定分5件1,663,232円が未納となつていた。 未納額の早期収納に努められたい。  3 食品営業の許可に関する行政文書を公開した際に、誤って個人情報を公開したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。  (注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	
健康福祉部	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項  (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。  (注意事項) 県有財産の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	
県税部	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。  同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	
健康福祉環境部	令和3年1月5日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項  (指摘事項) 令和2年9月30日現在、次のとおり過年度未収金があった。 未納額の早期収納に努められたい。 1 児童家庭費負担金収入 111件 572,050円 2 障害福祉費負担金収入(児童福祉施設) 9件 212,200円 3 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条) 27件 305,008円 4 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条) 45件 1,075,900円 合計 192件 2,165,158円  (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。  同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	

健康福祉部	令和2年12月18日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項  適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	同 上
中越教育事務所	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
下越教育事務所	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
教育センター	令和3年1月29日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) 生徒の個人情報等を保存したUSBメモリを紛失したものがあった。当該USBメモリは、職員が過去の勤務校において生徒の成績等を保存した私物であり、庁内LANパソコンに接続して利用し、さらに、所属長の許可を得ず担当職務に関するデータを保存して外部に持ち出すなど、不適正な個人情報等の取扱いがあった。 県情報セキュリティポリシーに基づく個人情報等の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
県立図書館	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
少年自然の家	令和2年12月16日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
近代美術館	令和3年1月21日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
阿賀黎明中学校	令和3年1月5日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
新潟高等学校	令和3年2月16日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。

新潟中央高等学校	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同上
新潟南高等学校	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
新潟江南高等学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同上
新潟西高等学校	令和3年2月4日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
新潟東高等学校	令和3年3月3日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
新潟北高等学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 過誤払いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
新潟工業高等学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新潟商業高等学校	令和3年2月3日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。
新潟向陽高等学校	令和3年1月29日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新潟翠江高等学校	令和3年3月3日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
巻高等学校	令和3年2月22日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。

巻総合高等学校	令和3年2月2日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
豊栄高等学校	令和3年2月8日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
新津高等学校	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同上
新津工業高等学校	令和3年2月16日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
新津南高等学校	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。
白根高等学校	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
五泉高等学校	令和3年1月27日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
村松高等学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
阿賀黎明高等学校	令和3年1月14日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
新発田高等学校	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
西新発田高等学校	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

新発田南高等学校	令和3年2月9日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
新発田農業高等学校	令和3年2月8日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新発田商業高等学校	令和3年3月5日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
村上桜ヶ丘高等学校	令和2年12月21日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	(指摘事項) 公用車において、自動車検査証の有効期間及び 自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了した後 に運行していたものがあった。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の徹底 に努められたい。
荒川高等学校	令和3年3月3日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
中条高等学校	令和2年12月16日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
阿賀野高等学校	令和2年12月23日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
長岡高等学校	令和2年12月16日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	同 上
長岡大手高等学校	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	同 上

長岡明德高等学校	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(指摘事項) 生徒1名の健康診断結果等の書類を他の学校に 郵送する際に、誤って他の生徒1名の書類も同封 して発送したものがあった。 平成30年度及び令和元年度にも職員の不注意に よる個人情報の流出事故が発生しているにもかかわらず、今年度においても同様の事故が発生し た。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に 努められたい。
長岡工業高等学校	令和3年1月21日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
長岡商業高等学校	令和3年1月7日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) ゴム印の購入について、会計年度を越えて納品 させていたものがあった。 地方自治法に基づく適正な事務処理を行われたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
正徳館高等学校	令和3年2月25日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
栃尾高等学校	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
見附高等学校	令和3年2月25日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
新潟県中央工業高等学校	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
三条商業高等学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。
吉田高等学校	令和3年2月25日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
分水高等学校	令和3年2月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上

加茂高等学校	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
加茂農林高等学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 徴収金会計に関する事項
小千谷西高等学校	令和3年2月18日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
堀之内高等学校	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
小出高等学校	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
塩沢商工高等学校	令和2年12月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
十日町総合高等学校	令和3年2月5日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
柏崎高等学校	令和3年1月22日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
柏崎常盤高等学校	令和3年3月3日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。
柏崎総合高等学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
柏崎工業高等学校	令和3年2月22日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) スポットクレーンの購入について、100万円を 超える契約にもかかわらず、契約書を作成してい なかった。 また、支出負担行為決議書で処理すべきところ、 支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われた い。

出雲崎高等学校	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
高田北城高等学校	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 業務管理に関する事項
高田南城高等学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
高田農業高等学校	令和3年1月19日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
久比岐高等学校	令和3年1月6日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
有恒高等学校	令和3年2月1日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
新井高等学校	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
糸魚川高等学校	令和3年2月9日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
海洋高等学校	令和3年2月9日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
佐渡高等学校	令和3年3月11日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 過誤払いに関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
羽茂高等学校	令和3年3月4日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上

佐渡総合高等学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上
村上中等教育学校	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
燕中等教育学校	令和3年2月17日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
津南中等教育学校	令和3年2月1日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
直江津中等教育学校	令和3年2月5日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
新潟豊学校	令和3年3月4日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
長岡豊学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
江南高等特別支援学校	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
西蒲高等特別支援学校	令和3年3月2日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
川西高等特別支援学校	令和3年1月29日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
吉川高等特別支援学校	令和3年1月27日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
新発田竹俣特別支援学校	令和3年2月3日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

五泉特別支援学校	令和3年3月2日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
月ヶ岡特別支援学校	令和3年3月5日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	同 上
小出特別支援学校	令和3年1月14日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 徴収金会計に関する事項
高田特別支援学校	令和3年1月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
佐渡特別支援学校	令和3年3月1日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
上越特別支援学校	令和3年3月11日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
柏崎特別支援学校	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新潟県立幼稚園	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟警察署	令和3年2月25日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
新潟中央警察署	令和3年2月16日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	適正と認めた。

新潟西警察署	令和3年3月9日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
秋葉警察署	令和3年2月16日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された巡回連絡カードを一時的 に紛失していたものがあった。 個人情報を含む書類等の適正な取扱いを徹底さ れたい。
				(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新潟南警察署	令和3年2月4日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
西蒲警察署	令和3年2月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
村上警察署	令和3年1月29日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
新発田警察署	令和3年2月9日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
阿賀野警察署	令和3年2月18日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出に係る帳票等及び証拠書類に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
津川警察署	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
五泉警察署	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
燕警察署	令和3年3月10日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	適正と認めた。
三条警察署	令和3年2月9日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

加茂警察署	令和3年3月11日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
長岡警察署	令和3年3月11日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
見附警察署	令和3年3月2日	令和元年度	令和2年2月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
与板警察署	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
小千谷警察署	令和3年1月14日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
小出警察署	令和3年2月15日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
十日町警察署	令和3年1月26日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
上越警察署	令和3年2月9日	令和元年度	令和元年12月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方に負傷させるなどして2,986,159円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として620,537円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(指摘事項) 上越警察署空調設備保守点検業務委託について、契約に定める再委託の承認手続を行っていなかった。 前回監査において、同様の不備があり、注意したにもかかわらず、今回も改善されていなかった。 契約書に基づく適正な事務処理を行われたい。  (注意事項) 支出事務手続に関する事項
妙高警察署	令和3年2月12日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
糸魚川警察署	令和3年2月26日	令和元年度	令和2年1月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年12月31日まで	同 上